

市民の皆様へ

特別定額給付金 一人当たり一律10万円の給付を行います。

目的

家計への支援のため

対象

基準日(令和2年4月27日)時点で、住民基本台帳に記録されている方

給付額

一人10万円

手続

市から対象となる世帯主の方に申請書を郵送しますので振り込み先口座を記入し、振り込み先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返送します。手続方法は、ほかに、オンライン申請(署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの世帯主の方が利用可能)があります。



手続の時期

受付開始 オンライン申請 5月11日
郵送申請 5月27日(予定)

お問合せ先

総合政策部特別定額給付金室
☎048-580-7600

子育て中の方へ

子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当の1万円上乗せ給付を行います。

目的

児童手当を受給する子育て世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給します。



対象

児童手当(所得制限限度額を超過している特例給付の受給者は対象外です)の令和2年4月分の支給対象となる児童が対象です。(※3月分の児童手当の対象となっている新高校1年生も含まれます)

■原則として、令和2年3月31日時点で居住の市区町村から支給されます。

■支給時期は6月を予定しています。

手続

申請は必要ありません。(公務員の方は、所属庁の証明を受けた申請書の提出が必要となります)

お問合せ先

福祉部こども課
☎048-524-1111(内線289)

ひとり親世帯等への臨時給付金 児童扶養手当および就学援助受給世帯を支援します。

目的

児童扶養手当および就学援助の受給世帯(共に生活保護世帯を除く)に対して、熊谷市独自の子育て支援臨時給付金を支給し、生活の安定を図ります。



対象

次の①または②の受給世帯が対象です。ただし、令和2年4月末時点の生活保護世帯を除きます。

①児童扶養手当 令和2年4月末時点で4月分手当が支給対象となっている世帯
※令和2年4月末時点で現況届未提出の世帯を除く。

②就学援助 令和2年4月1日時点で認定となっている世帯
※上記①および令和2年4月末時点で認否が決定されていない世帯は除く。

手続

申請は必要ありません。
※既に登録のある口座へ振り込みます。

支給額

各世帯一律3万円

支給時期

6月10日(予定)

お問合せ先

上記①について 福祉部こども課 ☎048-524-1111(内線292)
上記②について 教育委員会教育総務課 ☎048-524-1111(内線382)

税
猶予

市税等の徴収猶予の「特例制度」

対象

以下の①および②のいずれも満たす方が対象です。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少していること。

②納付すべき市税等を一時に納付することが困難であること。



内容

申請により1年間、徴収の猶予を受けることができます。対象となる税目は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限を迎える市税等です。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

手続

詳しくは、熊谷市総務部納税課までご相談ください。

お問合せ先

総務部納税課 ☎048-524-1111(内線281)

新型コロナウイルスの影響による法人市民税の申告・納付期限の延長

新型コロナウイルスの影響により、期限までに法人市民税の申告・納付が困難な場合、国税である法人税の取扱いに準じ、申告・納付期限の個別延長を受け付けます。なお、この場合、申告期限および納付期限は原則として申告書の提出日です。

手続

熊谷市ホームページをご覧ください。



お問合せ先

総務部市民税課
☎048-524-1111(内線245)

障害のある方に対する軽自動車税(種別割)の減免の申請期限延長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため申請期限を令和2年6月1日(月)から同年7月31日(金)まで延長します。

対象

令和2年度軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた障害者減免の要件に該当する方



手続

減免の対象および手続の詳細については、納税通知書に同封の「納税者の皆さまへ」をご覧ください。申請時期によっては督促状が発送される場合がありますが、申請に影響はありませんのでご了承ください。

お問合せ先

総務部市民税課 ☎048-524-1111(内線245)